

# 調査

## 全国と比較した福島県の経済格差の現状と対応策について

### <要 旨>

#### 1. 本県と全国を比較した経済格差の現状

##### (1) 所得格差の現状

1人当たり県民所得を1人当たり国民所得と比較してみると、震災直後の2011年度に△49万8千円だった所得格差は2016年度に△16万9千円まで縮小したが、復興需要が減速し始めた2019年度には△23万9千円まで再び拡大した。また、2014年から2019年までの本県における1世帯当たり年間収入の全国格差は世帯主が60歳代と70歳代以上の世帯で縮小したが、世帯主が50歳代以下の世帯で拡大しており、全世帯平均で全国比△0.1ポイントとわずかに拡大している。

##### (2) 資産格差の現状

1世帯当たりの預貯金保有額および投資商品保有額をみると、本県、全国とも世帯主の年代が高齢になるほど増加する傾向が窺える。一方、2014年から2019年にかけて、本県における1世帯当たり預貯金保有額の全国格差は拡大したが、1世帯当たり投資商品保有額の全国格差は縮小した。なお、預貯金保有額および投資商品保有額が50歳代、60歳代で急増し、70歳代で減少しているのは、50歳代、60歳代で退職金を受け取り、勤労所得が減る70歳代で金融商品を取り崩しているためと考えられる。また、不動産保有額は、勤労所得が一定程度となり、住宅ローン返済の見通しが立って持家を持ち始める30歳代で急増しているものとみられる。

#### 2. 本県の所得格差の要因分析

全国と比較した本県の所得格差の最大要因は就業者の現金給与格差である。そして、就業者の現金給与格差は資産格差の要因でもある。現金給与の格差は、正社員・非正社員別では正社員ほど、企業規模では大規模企業ほど大きくなっている。また、非労働力人口の割合が高い65歳以上の高齢者の増加も所得格差を拡大させる要因となっている。さらに、65歳以上の高齢者世帯のうち、特に所得が少ない世帯は生活保護の対象になるなど、高齢者世帯の増加が貧困化による所得格差の拡大に關与しているものとみられる。

#### 3. 本県の所得格差拡大に対する対応策

本県の所得格差を是正するには、まず就業者の現金給与を引き上げることが必須要件である。そのためには、機械設備の利用頻度や稼働率の向上、高付加価値製品の開発に向けた取り組みなどにより、大規模企業の資本生産性を引き上げるとともに、小規模企業では、資金調達の問題を解決させ、実効性のある設備投資により労働生産性の向上に努めることが求められる。また、65歳以上高齢者の所得減少や貧困化に関しては、「高年齢者雇用安定法」の再度改正により、70歳までの雇用を企業に義務づけるなどして、高齢化の進行で増加傾向にある非労働者の就業を促すことが望まれる。

2012年12月26日に始まった第二次安倍政権では、最大の目標を経済回復と位置づけ、デフレ脱却を目指す金融政策、東日本大震災からの復興などに向けた財政出動、民間投資を喚起する成長戦略という「3本の矢」を柱とする経済政策、いわゆる「アベノミクス」に取り組んだ。この結果、景気回復期は2012年12月から2018年10月までの71カ月となり、戦後最長の景気回復期である「いざなぎ景気」の73カ月に次ぐ長さとなった。

この間、本県でも復興需要を下支えに、景況は震災直後の最悪期から持ち直しの動きがみられていたが、復興需要がピークアウトするとともに、人口減少と少子高齢化が県内経済に及ぼす影響が浮き彫りとなり、全国との経済格差が懸念されている。

そこで本稿では、統計データを基に、本県と全国の経済格差の現状を検証するとともに、その要因分析と対応策についても考察してみた。

## 1. 本県と国の経済成長率

2011年度から2019年度までの県内経済成長率をみると、東日本大震災の影響により2011年度が $\Delta 8.4\%$ と大きく落ち込んだが、復興需要を背景

に2012年度から2018年度まで7年連続でプラス成長となった(図表1)。但し、復興需要がほとんど出尽くしたものとみられる2019年度は8年ぶりにマイナス成長となっている。

一方、国内経済成長率をみると、2011年度から2012年度までマイナス成長だったものの、アベノミクスの効果が出始めた2013年度から2018年度まで6年連続でプラス成長となっている。

## 2. 本県と全国を比較した経済格差の現状

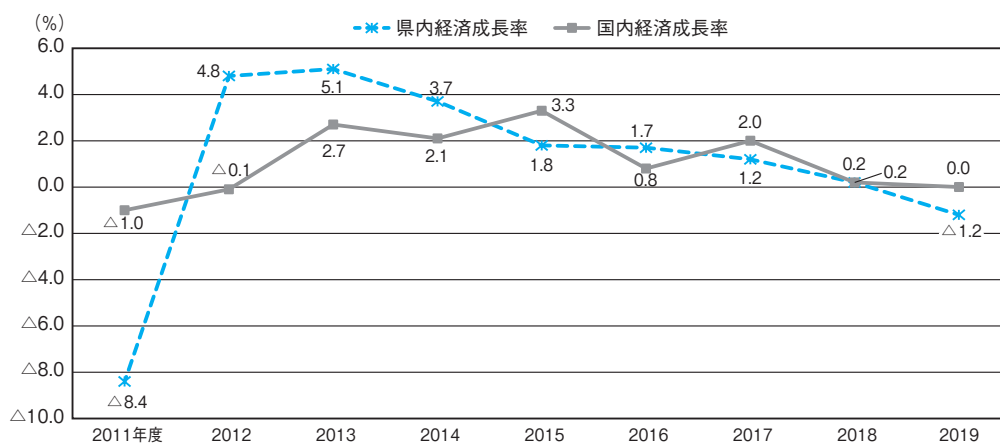
### (1) 所得格差

#### A. 1人当たり県民所得と国民所得

2011年度から2019年度までの1人当たり県民所得をみると、東日本大震災の影響などにより2011年度が230万円と低水準となったが、その後、復興需要とアベノミクス景気<sup>注1)</sup>による経済効果などから、2012年度以降は増加基調で推移しており、ピークの2018年度は298万4千円と2011年度と比較して70万円ほど増加した(図表2)。一方、2019年度は294万2千円と前年度比で4万円ほど

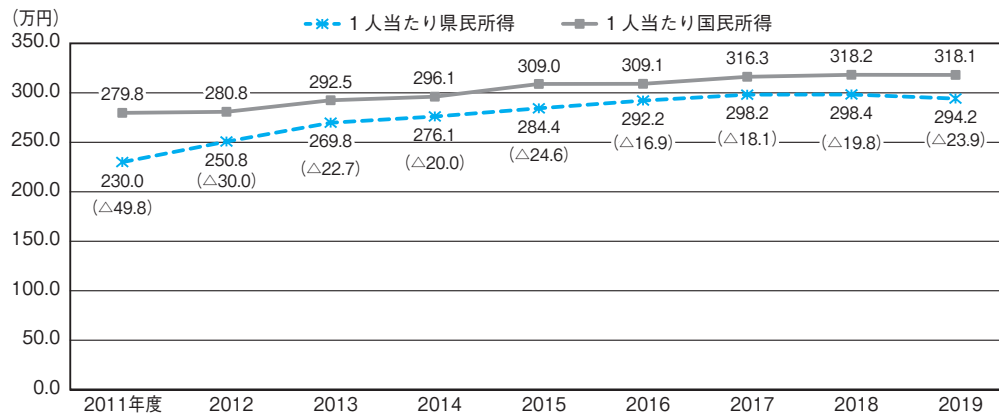
注1：第二次安倍政権下の2012年12月から2018年10月までの71カ月に及ぶ景気回復期。

図表1 名目経済成長率の推移



資料：福島県「福島県県民経済計算年報」、内閣府「国民経済計算年次推計」

図表2 1人当たり県民所得と国民所得



資料：福島県「福島県県民経済計算年報」、内閣府「国民経済計算年次推計」  
注：カッコの数値は1人当たり県民所得－1人当たり国民所得。

減少している。

次に、1人当たり県民所得を1人当たり国民所得と比較してみると、震災直後の2011年度に△49万8千円だった所得格差は2016年度に△16万9千円まで縮小したが、復興需要が減速し始めた2019年度には△23万9千円まで再び拡大した。

### B. 1世帯当たり年間収入

2014年における本県の1世帯当たり年間収入を全国と比較すると、全世帯平均では本県が521万円と全国の540万円を3.5%下回っている（図表3）。世帯主の年代別にみると、本県が全国を上回ったのは30歳未満および30歳代、40歳代となり、これ以外の年代の世帯は全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり年間収入を全国と比較すると、全世帯平均では本県が538万円と全国の558万円を3.6%下回っている。世帯主の年代別にみると、すべての年代の世帯で本県が全国を下回っている。

2019年における本県の1世帯当たり年間収入を2014年と比較すると、世帯主が60歳代と70歳代以上の世帯で増加しており、全世帯平均で本県が+3.3%と全国と同じ増加率となった。このため、2014年から2019年までの本県における1世帯当た

り年間収入の全国格差は世帯主が60歳代と70歳代以上の世帯で縮小したが、世帯主が50歳代以下の世帯で拡大しており、全世帯平均で全国比△0.1ポイントとわずかに拡大している。

図表3 本県と全国の1世帯当たり年間収入

(単位：万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2019年	2014年比
福島県	30歳未満	377	376	△ 0.3
	30歳代	538	511	△ 5.0
	40歳代	646	629	△ 2.6
	50歳代	702	702	0.0
	60歳代	466	565	21.2
	70歳代以上	390	414	6.2
	全世帯平均	521	538	3.3
全国	30歳未満	357	387	8.4
	30歳代	535	575	7.5
	40歳代	642	668	4.0
	50歳代	733	748	2.0
	60歳代	531	572	7.7
	70歳代以上	403	418	3.7
	全世帯平均	540	558	3.3
差異	30歳未満	5.6	△ 2.8	△ 8.4
	30歳代	0.6	△ 11.1	△ 11.7
	40歳代	0.6	△ 5.8	△ 6.5
	50歳代	△ 4.2	△ 6.1	△ 1.9
	60歳代	△ 12.2	△ 1.2	11.0
	70歳代以上	△ 3.2	△ 1.0	2.3
	全世帯平均	△ 3.5	△ 3.6	△ 0.1

資料：総務省「全国家計構造調査」

注：差異は福島県の全国に対する増減率。年間収入は勤労収入、利子・配当金、年金給付などの合計。

## (2) 資産格差

## A. 1世帯当たり預貯金保有額

2014年における本県の1世帯当たり預貯金保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が841万円と全国の868万円を3.2%下回っている(図表4)。世帯主の年代別にみると、本県が全国を上回ったのは30歳未満および30歳代、50歳代となり、これ以外の年代の世帯は全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり預貯金保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が702万円と全国の814万円を13.8%下回っている。世帯主の年代別にみると、すべての年代の世帯で本県が全国を下回っている。

2019年における本県の1世帯当たり預貯金保有額を2014年と比較すると、世帯主が40歳代の世帯を除いて減少しており、全世帯平均で△16.5%と

全国の全世帯平均△6.2%よりも減少幅が大きかった。このため、2014年から2019年にかけて本県の1世帯当たり預貯金保有額の全国格差は世帯主が40歳代の世帯を除いて拡大しており、全世帯平均でマイナス幅が10.6ポイント拡大している。

## B. 1世帯当たり投資商品保有額

2014年における本県の1世帯当たり投資商品保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が111万円と全国の210万円を47.1%下回っている(図表5)。世帯主の年代別にみると、すべての年代で本県が全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり投資商品保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が141万円と全国の205万円を31.3%下回るなど、世帯主の年代別でも、すべての年代の世帯で本県が全国を下回っている。

図表4 本県と全国の1世帯当たり預貯金保有額

(単位:万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2014年比	
福島県	30歳未満	222	135	△ 39.3
	30歳代	422	268	△ 36.4
	40歳代	366	453	23.6
	50歳代	1,064	683	△ 35.8
	60歳代	1,026	913	△ 11.0
	70歳代以上	1,058	900	△ 14.9
	全世帯平均	841	702	△ 16.5
全国	30歳未満	192	153	△ 20.3
	30歳代	407	360	△ 11.4
	40歳代	533	579	8.6
	50歳代	903	784	△ 13.2
	60歳代	1,238	1,177	△ 4.9
	70歳代以上	1,222	1,137	△ 7.0
	全世帯平均	868	814	△ 6.2
差異	30歳未満	15.6	△ 11.9	△ 27.5
	30歳代	3.6	△ 25.5	△ 29.1
	40歳代	△ 31.3	△ 21.8	9.5
	50歳代	17.8	△ 12.8	△ 30.6
	60歳代	△ 17.1	△ 22.5	△ 5.3
	70歳代以上	△ 13.4	△ 20.8	△ 7.4
	全世帯平均	△ 3.2	△ 13.8	△ 10.6

資料:総務省「全国家計構造調査」

注:差異は福島県の全国に対する増減率。預貯金保有額は通貨性預貯金、定期性預貯金の合計。

図表5 本県と全国の1世帯当たり投資商品保有額

(単位:万円、%、ポイント)

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2014年比	
福島県	30歳未満	0	7	-
	30歳代	10	16	60.8
	40歳代	29	37	29.1
	50歳代	168	219	30.0
	60歳代	174	248	42.4
	70歳代以上	118	119	1.2
	全世帯平均	111	141	26.7
	全国	30歳未満	16	15
30歳代		59	63	6.1
40歳代		102	111	9.4
50歳代		206	237	15.3
60歳代		329	323	△ 1.7
70歳代以上		327	284	△ 13.1
全世帯平均		210	205	△ 2.4
差異		30歳未満	△ 100.0	△ 51.3
	30歳代	△ 82.7	△ 73.8	8.9
	40歳代	△ 71.6	△ 66.4	5.1
	50歳代	△ 18.1	△ 7.7	10.4
	60歳代	△ 47.2	△ 23.4	23.7
	70歳代以上	△ 63.9	△ 57.9	6.0
	全世帯平均	△ 47.1	△ 31.3	15.8

資料:総務省「全国家計構造調査」

注:差異は福島県の全国に対する増減率。投資商品保有額は貸付信託・金銭信託、株式、債券、投資信託の合計。

2019年における本県の1世帯当たり投資商品保有額を2014年と比較すると、世帯主がすべての年代の世帯で増加しており、全世帯平均で+26.7%となった。このため、2014年から2019年にかけての本県の1世帯当たり投資商品保有額の全国格差は世帯主がすべての年代の世帯で縮小しており、全世帯平均でマイナス幅が15.8ポイント縮小している。

### C. 1世帯当たり不動産保有額

2014年における本県の1世帯当たり不動産保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が1,299万円と全国の1,943万円を33.1%下回っている（図表6）。世帯主の年代別にみると、すべての年代で本県が全国を下回っている。次に、2019年における本県の1世帯当たり不動産保有額を全国と比較すると、全世帯平均では本県が1,400万

円と全国の2,010万円を30.4%下回るなど、世帯主の年代別でも、世帯主が30歳代の世帯を除いて本県が全国を下回っている。

2019年における本県の1世帯当たり不動産保有額を2014年と比較すると、世帯主が50歳代の世帯が10.5%減少したものの、それ以外の世帯で増加しており、全世帯平均で+7.8%となった。このため、2014年から2019年にかけての本県の1世帯当たり不動産保有額の全国格差は世帯主が30歳未満および30歳代、60歳代の世帯で縮小しており、全世帯平均ではマイナス幅が2.8ポイント縮小している。

### (3) 小 括

本県と全国を比較した所得格差をみると、本県の1人当たり県民所得は2011年度から2019年度まで一貫して1人当たり国民所得を下回っており、本県は全国平均と比較して所得格差があるものといえる。また、2019年における世帯主の年代別1世帯当たり年間収入をみると、本県、全国とも勤労所得がまだ少ない30歳未満と退職者が多い70歳代以上の世帯で全世帯平均を下回っている。

次に、預貯金保有額および投資商品保有額をみると、本県、全国とも世帯主の年代が高齢になるほど増加する傾向が窺える。一方、2014年から2019年にかけて、本県における1世帯当たり預貯金保有額の全国格差は拡大したが、1世帯当たり投資商品保有額の全国格差は縮小した。なお、預貯金保有額および投資商品保有額が50歳代、60歳代で急増し、70歳代で減少しているのは、50歳代、60歳代で退職金を受け取り、勤労所得が減る70歳代で金融商品を取り崩しているためと考えられる。さらに、不動産保有額は、勤労所得が一定程度となり、住宅ローン返済の見通しが立って持家を持ち始める30歳代で急増しているものとみられる。

図表6 本県と全国の1世帯当たり不動産保有額  
（単位：万円、%、ポイント）

	世帯主年代	2014年	2019年	
			2014年比	
福島県	30歳未満	41	107	159.1
	30歳代	870	1,217	39.9
	40歳代	1,212	1,327	9.5
	50歳代	1,404	1,257	△ 10.5
	60歳代	1,399	1,613	15.3
	70歳代以上	1,614	1,636	1.4
	全世帯平均	1,299	1,400	7.8
全 国	30歳未満	327	258	△ 20.9
	30歳代	1,152	1,191	3.4
	40歳代	1,593	1,910	19.9
	50歳代	2,019	2,085	3.2
	60歳代	2,582	2,396	△ 7.2
	70歳代以上	2,507	2,655	5.9
	全世帯平均	1,943	2,010	3.5
差 異	30歳未満	△ 87.4	△ 58.8	28.6
	30歳代	△ 24.5	2.2	26.7
	40歳代	△ 23.9	△ 30.5	△ 6.6
	50歳代	△ 30.5	△ 39.7	△ 9.3
	60歳代	△ 45.8	△ 32.7	13.1
	70歳代以上	△ 35.6	△ 38.4	△ 2.8
	全世帯平均	△ 33.1	△ 30.4	2.8

資料：総務省「全国家計構造調査」

注：差異は福島県の全国に対する増減率。不動産保有額は住宅と土地の合計。

図表7 本県と全国の1世帯当たり年間資産購入状況

(単位：%)

		2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2014～2019年 平均率
福島県	貯蓄純増率	30.8	22.8	24.9	31.1	29.3	30.9	28.1
	有価証券純購入率	0.3	0.2	0	0.1	0.5	0.2	0.2
	不動産純増率	0	0	3.1	0	0	0	0.5
全国	貯蓄純増率	18.2	19.8	21.3	22.3	26.6	31.4	22.9
	有価証券純購入率	0.2	0.2	0.3	0.2	0.4	0.2	0.2
	不動産純増率	2.2	2.8	1.6	1.7	1.3	1.5	1.8

資料：総務省「家計調査年報」

注：貯蓄純増率、有価証券純購入率、不動産純増率は可処分所得に対する純増額の割合。

本県の1世帯当たり年間資産購入状況をみると、2014年から2019年までの貯蓄純増率平均は28.1%と全国比+5.2ポイント、有価証券純購入率平均は0.2%と全国と変わらないことから、本県の預貯金保有額および有価証券保有額が全国を下回っているのは、本県の年間収入が全国よりも少ないことが一因とみられる(図表7)。一方、本県の不動産純増率平均は0.5%と全国を1.3ポイント下回っており、不動産は他の資産と比較して単価が高いことから、年間収入が全国より少ない本県では保有額が少ないものと推察される。

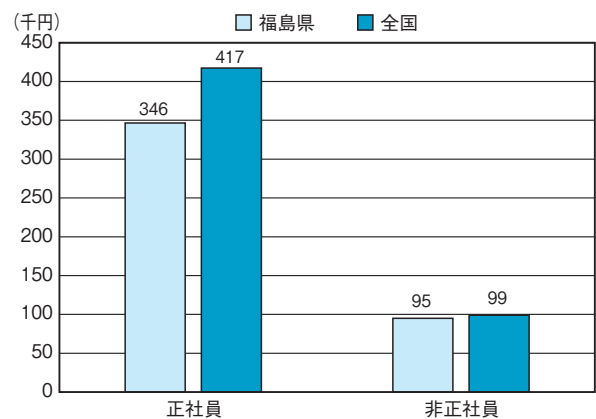
以上により、全国と比較した本県の所得格差は所得格差だけにとどまらず、資産格差も引き起こしているものと考えられる。したがって、次章では、資産格差を含めた経済格差の要因とみられる所得格差の要因について分析してみる。

### 3. 本県の所得格差の要因分析

#### (1) 現金給与の格差による影響

2019年における本県の正社員・非正社員別に1人当たり現金給与額<sup>注2)</sup>をみると、正社員が346千円(全国比△17.0%)、非正社員が95千円(同△4.0%)と、ともに全国の現金給与額を下回っているが、正社員のマイナス幅がより大きかった(図表8)。一方、2019年における本県の正社員数、

図表8 本県と全国の正社員・非正社員別にみた1人当たり現金給与額(2019年)



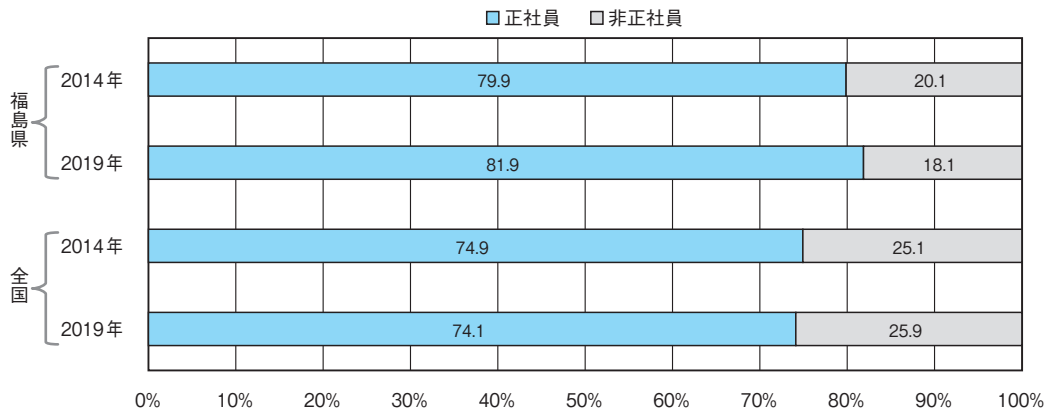
資料：総務省「2019年賃金構造基本統計調査」

注：正社員は一般労働者、非正社員は短時間労働者。

非正社員数の構成比をみると、正社員が81.9%(2014年比+2.0ポイント)、非正社員が18.1%(同△2.0ポイント)と正社員の割合が上昇している(図表9)。さらに、2019年における全国の正社員数、非正社員数の構成比と比較してみると、本県の正社員が+7.8ポイント、非正社員が△7.8ポイントとなり、本県の正社員の構成比は全国を上回っている。この結果から、2019年における本県の正社員の構成比は2014年から上昇し、全国の構成比を上回っていることから、相対的に現金給与額が少ない非正社員の構成比が上昇する非正社員化が全国との所得格差の要因ではなく、正社員の

注2：現金給与とは、定例給与と特別給与の合計額のこと。

図表9 本県と全国の正社員・非正社員別にみた従業員数の構成比

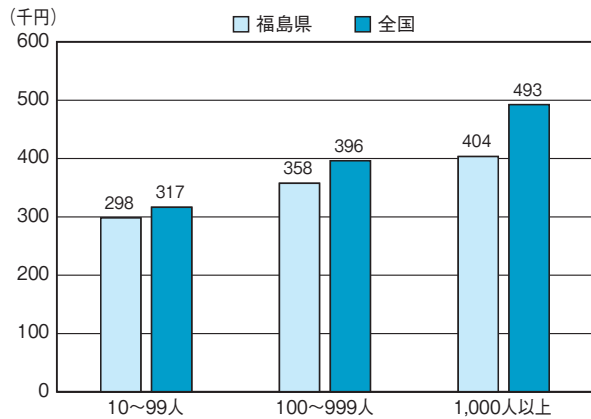


資料：総務省「賃金構造基本統計調査」  
注：正社員は一般労働者、非正社員は短時間労働者。

1人当たり現金給与額の格差が所得格差に結びついているものとみられる。

次に、2019年における本県の企業規模別に1人当たり現金給与額をみると、「10～99人」が298千円（全国比△6.0%）、「100～999人」が358千円（同△9.6%）、「1,000人以上」が404千円（同△18.1%）と企業規模が大きいほど現金給与額が多くなる傾向がみられるが、大企業のほうが全国比のマイナス幅が大きかった（図表10）。一方、2019年における本県の企業規模別従業員数の構成比をみると、「10～99人」が36.5%（2014年比△0.8ポイント）、「100～999人」が40.8%（同+3.3ポイント）、「1,000人以上」が22.7%（同△2.5ポイント）とな

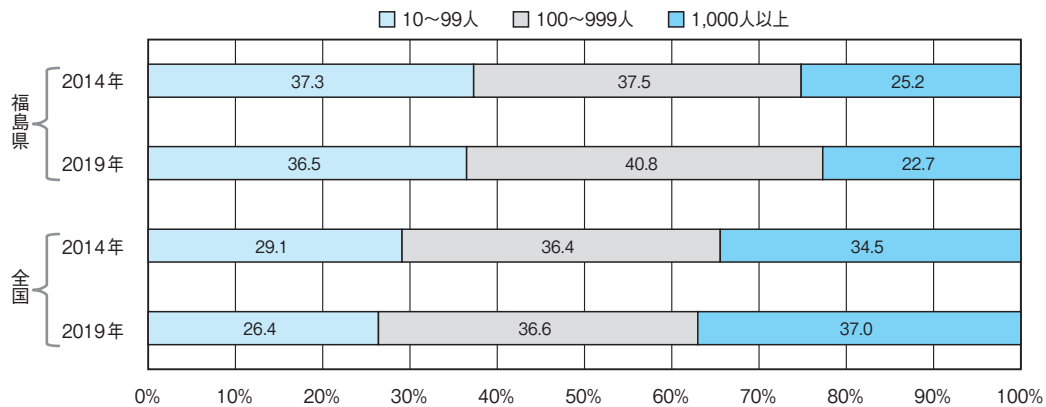
図表10 本県と全国の企業規模別にみた1人当たり現金給与額（2019年）



資料：総務省「2019年賃金構造基本統計調査」

り、企業規模が最大の「1,000人以上」のマイナス幅が最も大きかった（図表11）。

図表11 本県と全国の企業規模別にみた従業員数の構成比



資料：総務省「賃金構造基本統計調査」

以上により、本県では、金額が最も多い「1,000人以上」における2019年の1人当たり現金給与額は全国と比較して最も大きく下回っており、従業員数の構成比も全国比で15ポイントほど下回っている。このため、従業員数「1,000人以上」の1人当たり現金給与額が全国より少なく、従業員数の構成比も低いことが本県勤労者世帯の全国との所得格差を拡大させているものとみられる。

## (2) 高齢化による影響

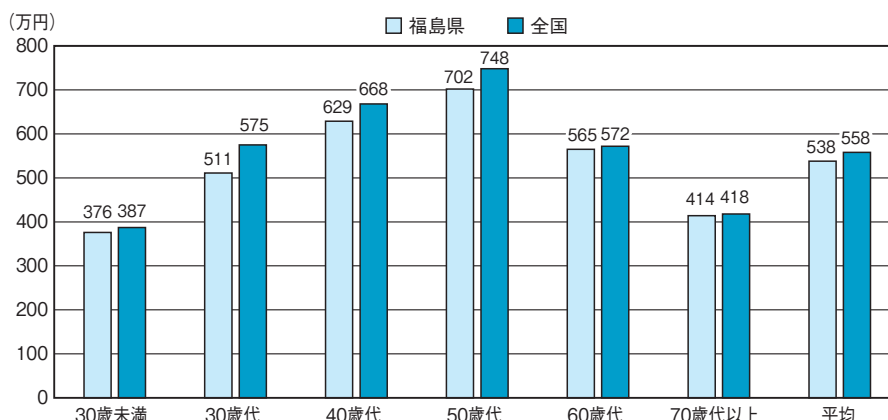
### A. 1世帯当たり年間収入

2019年における本県の世帯主年齢別の1世帯当たり年間収入をみると、最も多いのは世帯主が50歳代の702万円となり、次いで、40歳代の629万円

などの順となった(図表12)。一方、本県平均の1世帯当たり年間収入538万円を下回っているのは、30歳未満の376万円、70歳代以上の414万円、30歳代の511万円となり、若年世代と高齢世代が少なかった。さらに、全国と比較すると、すべての年代で本県は全国を下回っており、全国平均の558万円を本県は20万円下回っている。

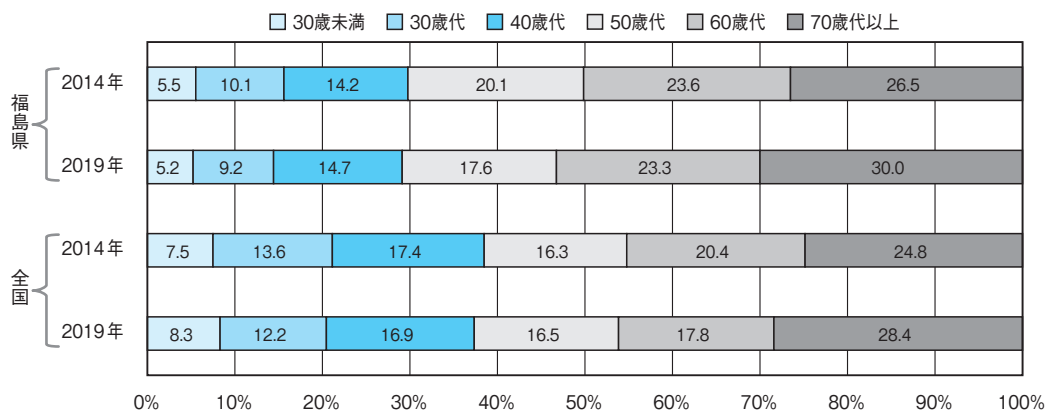
次に、2019年における世帯主年齢別の世帯数の構成比をみると、本県は70歳代以上が30.0%で最も高く、2014年の26.5%から3.5ポイント上昇しており、高齢者世帯の割合が高くなっている(図表13)。また、2019年における全国の世帯主が70歳代以上の世帯数の構成比は28.4%となっており、本県が1.6ポイント上回っている。

図表12 本県の世帯主年齢別にみた1世帯当たり年間収入(2019年)



資料：総務省「2019年全国家計構造調査」

図表13 本県と全国の世帯主年齢別にみた世帯数の構成比



資料：総務省「全国家計構造調査」



以上により、全国と比較した本県の所得格差はすべての年代でみられているが、年間収入が30歳未満に次いで少なく、世帯数の構成比が最も高い70歳代以上の世帯が本県平均の年間収入の押し下げに大きな影響を及ぼしているものと考えられる。そこで、2019年の世帯主年齢別にみた本県1世帯当たり年間収入の平均額との差異をみると、世帯数合計では70歳以上の世帯が△2,686億円となり、本県平均の年間収入を最も押し下げていることが確認できる（図表14）。

### B. 貧困化の動向

高齢者世帯のうち、特に所得が少ない世帯は生活保護の対象になるなど、高齢者世帯の増加が貧困化拡大による所得格差の拡大に関与しているものとみられる。そこで本節では、本県および全国の被保護世帯数と保護世帯率を基に、貧困化による所得格差の動向について確認してみる。

2014年度から2019年度までの本県被保護世帯数をみると、2014年度から2019年度まで一貫して増加傾向を辿り、2019年度は14,025世帯と2014年度比で+7.2%となった（図表15）。次に、2019年度

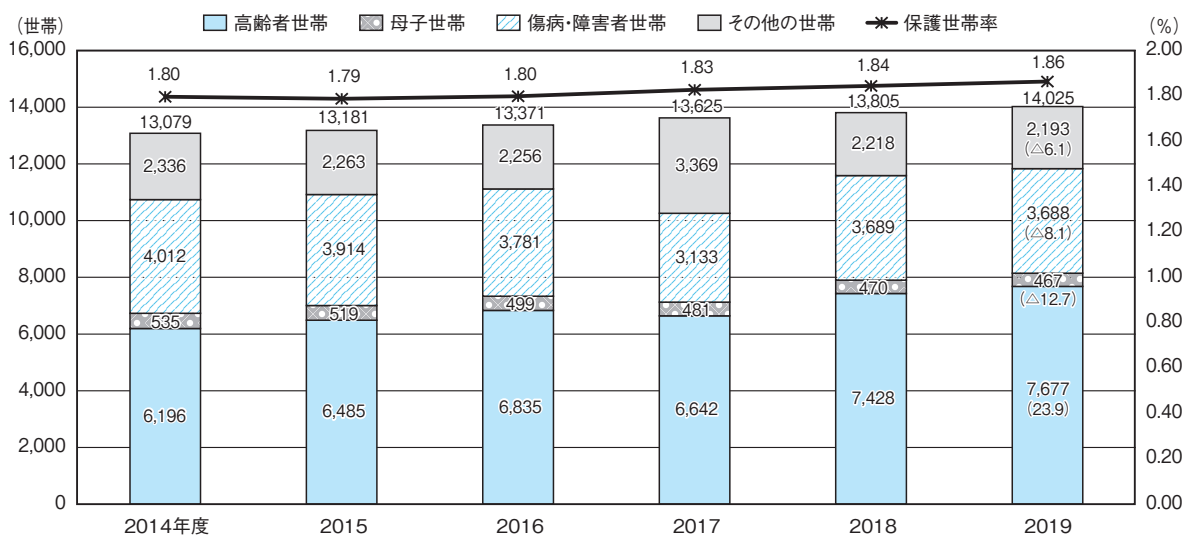
図表14 世帯主年齢別にみた本県1世帯当たり年間収入の平均額との差異（2019年）

世帯主年代	1世帯当たり 年間収入 (万円)	本県平均額との差異		
		本県平均額との差異 (万円)	世帯数 (世帯)	本県平均額との 差異合計 (億円)
30歳未満	376	△ 158	43,698	△ 692
30歳代	511	△ 23	69,471	△ 163
40歳代	629	95	108,982	1,031
50歳代	702	168	120,544	2,020
60歳代	565	31	160,047	490
70歳代以上	414	△ 120	223,062	△ 2,686
合計	534	0	725,804	0

資料：総務省「2019年全国家計構造調査」

注：本県平均額との差異は、534万円－世帯主年齢別の1世帯当たり年間収入。本県平均額との差異合計は、本県平均額との差異×世帯数。

図表15 本県の被保護世帯数



資料：福島県

注：その他の世帯は、保護停止中の世帯を含む。保護世帯率は、本県の総世帯数に占める被保護世帯数の割合。カッコ内の数値は2014年比増減率。

における世帯類型別被保護世帯をみると、高齢者世帯が7,677世帯（2014年度比+23.9%）で最も多く、次いで、傷病・障害者世帯が3,688世帯（同△8.1%）、その他の世帯が2,193世帯（同△6.1%）、母子世帯が467世帯（同△12.7%）などとなり、高齢者世帯の増加が被保護世帯数全体を押し上げている。また、2014年度から2019年度までの本県の保護世帯率をみると、2015年度から2019年度まで上昇傾向を辿り、2019年度は1.86%と2014年度比で+0.06ポイントとなった。

一方、2014年度から2019年度までの全国の被保護世帯数をみると、2014年度から2017年度まで増加傾向を辿ったが、2018年度、2019年度は前年を下回っている（図表16）。次に、2019年度における世帯類型別被保護世帯をみると、高齢者世帯が898,395世帯（同+17.9%）で最も多く、次いで、傷病・障害者世帯が408,487世帯（同△5.3%）、その他の世帯が231,014世帯（同△19.3%）、母子世帯が77,187世帯（同△25.5%）などとなり、全国でも高齢者世帯の増加が被保護世帯数全体を押し上げている状況に変わりはない。また、2014年度

から2019年度までの全国の保護世帯率をみると、2016年度から2019年度まで下降傾向を辿り、2019年度は2.76%と2014年度比で△0.07ポイントとなった。

以上により、被保護世帯の内訳をみると、本県、全国とも高齢者世帯の増加が著しいが、全国以上に高齢化が進んでいる本県では、高齢者世帯の増加率がより高く、保護世帯率も上昇傾向で推移しており、本県のほうが全国以上に貧困化が進んでいるものと考えられる。

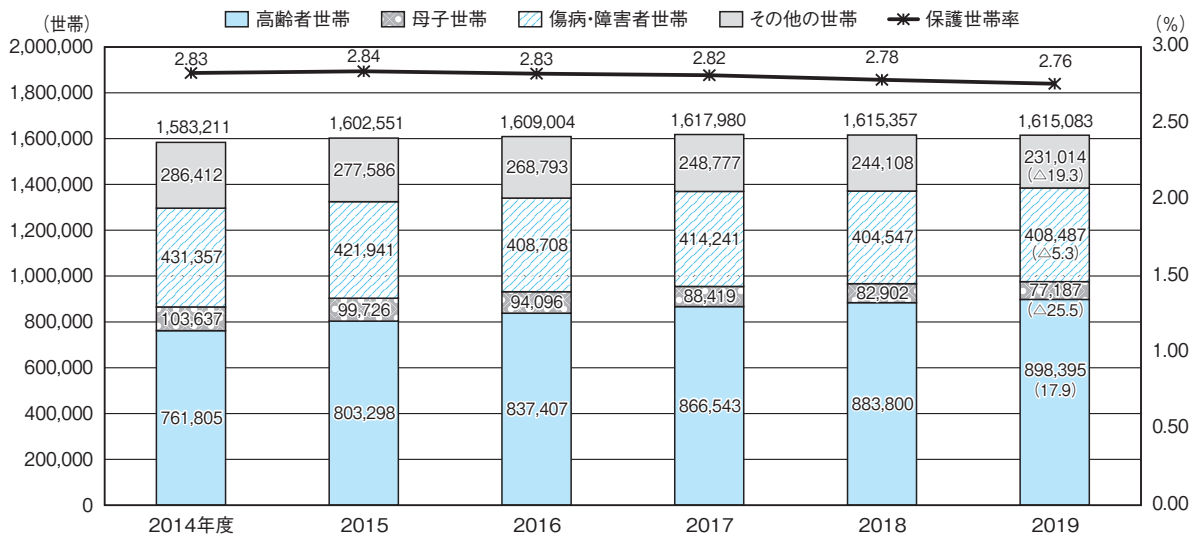
#### 4. 本県の所得格差拡大に対する対応策

前章で示した通り、全国と比較した本県の所得格差拡大の要因は、現金給与の格差拡大と高齢化の進行によるものとみられる。そこで本章では、現金給与格差と高齢化に着目して所得格差拡大に対する対応策について考察してみる。

##### (1) 現金給与格差の是正

前章で確認したが、改めて企業規模別に本県製

図表16 全国の被保護世帯数



資料：厚生労働省「被保護者調査」、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」  
 注：保護世帯率は、国内の総世帯数に占める被保護世帯数の割合。カッコ内の数値は2014年比増減率。

造業の従業員1人当たり現金給与をみると、従業員数が「30～49人」で351万円、「50～99人」で366万円、「100～299人」で419万円、「300人以上」で525万円となり、企業規模が大きい企業ほど現金給与が多いことが再確認できる（図表17）。そこで、本節では初めに本県の現金給与を底上げする小規模企業の現金給与を押し上げる方策について考察する。

現金給与の原資となる従業員1人当たり付加価値額をみると、従業員数が「30～49人」で785万円、「50～99人」で935万円、「100～299人」で1,206万円、「300人以上」で1,407万円となり、現金給与と同様に付加価値額も企業規模が大きい企業ほど多くなる傾向が窺える。この結果から、従業員の現金給与を増やすにはその原資となる企業の生み

出す付加価値額を増やすことが求められる。一方、従業員1人当たりの付加価値額は労働生産性<sup>注3)</sup>を示す指標であり、付加価値額を増やすには企業全体の労働生産性を高めることが要件になるものと考えられる。

また、従業員1人当たり有形固定資産投資額をみると、従業員数が「30～49人」で110万円、「50～99人」で116万円、「100～299人」で199万円、「300人以上」で270万円と、従業員1人当たりの現金給与および付加価値額が高い企業規模の大きい企業ほど設備投資を実施しており、労働生産性

注3：労働生産性とは、従業員1人がどの程度の価値を生み出すのか指標化したもので、企業の付加価値額を従業員数で割って求め、労働の効率性を測る尺度となる。

図表17 企業規模別にみた本県製造業の労働生産性と資本生産性（2016～2020年平均）（単位：万円）

企業規模	従業員数30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
従業員1人当たり現金給与	351	366	419	525
従業員1人当たり付加価値額	785	935	1,206	1,407
従業員1人当たり有形固定資産投資額	110	116	199	270
資本生産性	714	807	605	522

資料：福島県「工業統計調査結果報告書」

注：資本生産性とは、機械設備等がどれだけ生産性を上げているのかを示す指標。付加価値額÷有形固定資産投資額で算出。

図表18 企業が設備投資しない理由の上位10項目（複数回答）（単位：%、ポイント）

順位	設備投資しない理由	全企業			差 異
		大企業	中小企業		
1	先行きが見通せない	53.0	40.9	54.1	13.2
2	現状で設備は適正水準である	26.4	37.5	25.3	△ 12.2
3	投資に見合う収益を確保できない	20.8	15.3	21.4	6.1
4	借り入れ負担が大きい	13.3	5.0	14.1	9.1
5	原材料価格の高騰	13.1	8.4	13.5	5.1
6	自社に合う設備が見つからない	11.7	12.5	11.7	△ 0.8
7	手持ち現金が少ない	10.9	5.3	11.4	6.1
8	すでに投資を実施した	9.0	14.4	8.5	△ 5.9
9	市場の需要がない	7.5	5.6	7.7	2.1
10	投資のための借入見通しが立たない	6.6	3.1	6.9	3.8

資料：帝国データバンク「2022年度の設備投資に関する企業の意識調査」

注：調査対象は、2022年度に設備投資について「予定していない」と回答した全国企業3,718社。

差異は、中小企業の回答割合から大企業の回答割合を差し引いた割合。

の向上に向けて設備に投資するのは有効な手段であるとみられる。つまり、効果的な設備投資は労働生産性を高めるとともに、従業員の現金給与も押し上げるものと考えられる。このため、従業員の現金給与が少ない小規模企業でも効果的な設備投資を実施し、労働生産性の向上により従業員の現金給与が増えることが現金給与格差の是正につながるものと考えられる。

そこで、帝国データバンク「2022年度の設備投資に関する企業の意識調査」により中小企業が設備投資をしない理由を確認してみると、大企業より割合が高いのが「先行きが見通せない」(+13.2ポイント)、「借り入れ負担が大きい」(+9.1ポイント)、「手持ち現金が少ない」(+6.1ポイント)、「投資に見合う収益を確保できない」(+6.1ポイント)などの順となった(図表18)。一方、大企業より割合が低いのが「現状で設備は適正水準である」(△12.2ポイント)、「すでに投資を実施した」(△5.9ポイント)などの順となった。

この結果から、中小企業は大企業と比べて設備が適正水準でも、投資を実施したわけでもないにもかかわらず、借り入れ負担や自己資金不足など

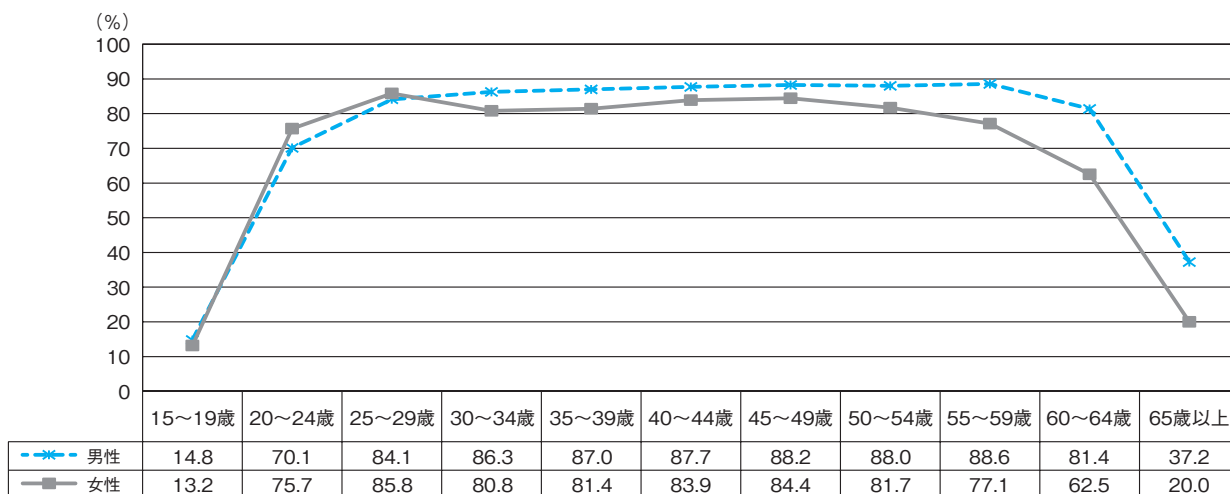
の資金調達が問題となり、設備投資を実施できない企業が多いものとみられる。このため、小規模企業では、資金調達の問題については速やかに行政や金融機関などに相談し、実効性のある設備投資計画を練り上げて労働生産性の向上に努めることが求められる。

次に、全国と比較して現金給与額の格差が大きい本県の大規模企業の現金給与を押し上げる方策について考察する。すでに確認した通り、本県の大規模企業は小規模企業と比較して従業員1人当たり有形固定資産投資額(資本装備率)が多いことが判明している(図表19)。一方、資本生産性

図表19 労働生産性の概要

$$\begin{aligned} \text{労働生産性} &= \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}} \\ &= \frac{\text{有形固定資産}}{\text{従業員数}} \times \frac{\text{付加価値額}}{\text{有形固定資産}} \\ &\quad (\text{資本装備率}) \quad (\text{資本生産性}) \end{aligned}$$

図表20 男女別にみた本県の労働力率(2020年)



資料：総務省「2020年国勢調査」

注：労働力率とは、年齢階級別に就業者数と完全失業者数を合わせた労働力人口が総人口に占める割合。

をみると、従業員数「300人以上」が522万円でも少なく、次いで、「100～299人」が605万円と大規模企業ほど資本生産性が低いという結果が出ている。このため、労働生産性を高めて全国と本県企業の現金給与格差をなくすには、機械設備の利用頻度や稼働率の向上、高付加価値製品の開発に向けた取り組みなどにより、資本生産性を引き上げることが要件とみられる。

## (2) 高齢者の労働力率の上昇

2006年施行の「改正高年齢者雇用安定法」により、60歳を過ぎても雇用を継続する県内企業が増えたことなどから、2020年における本県の労働力率<sup>注4)</sup>をみると、60～64歳では男性が81.4%、女性が62.5%だが、65～69歳では男性が37.2%、女性が20.0%となり、60～64歳と比較して男性が△44.2ポイント、女性が△42.5ポイントと大幅に下降している（図表20）。一方で、2020年にお

る本県の65歳以上の非労働力人口<sup>注5)</sup>をみると、男性が144,888人（2010年比+6.8%）、女性が245,496人（同+1.1%）、合計が390,384人（同+3.1%）となり、2010年と比較すると、非労働力率が下降しているものの、65歳以上の人口増を背景に非労働力人口は増加している（図表21）。また、内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」で全国の60歳以上の高齢者に尋ねたところ、6割程度の人が70歳くらいまで又はそれ以上の年齢まで働きたいと回答するなど、県内でも65歳を過ぎても働きたいとする高齢者は少なくないものとみられる（図表22）。

こうしたことから、本県では65歳以上の非労働

注4：労働力率とは、就業者数と完全失業者数を合わせた労働力人口が15歳以上人口に占める割合。

注5：非労働力人口とは、15歳以上人口のうち、専業主婦や定年退職した高齢者など就業しておらず、就業の意思のない者の人口。

図表21 本県の65歳以上の労働力状態（2020年）

（単位：人、%、ポイント）

	総人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	非労働力率
男 性	250,414	89,767	3,477	144,888	57.9
	20.0	52.6	△ 15.2	6.8	△ 7.2
女 性	322,411	60,920	900	245,496	76.1
	9.0	55.8	11.8	1.1	△ 6.0
合 計	572,825	150,687	4,377	390,384	68.2
	13.6	53.8	△ 10.8	3.1	△ 6.9

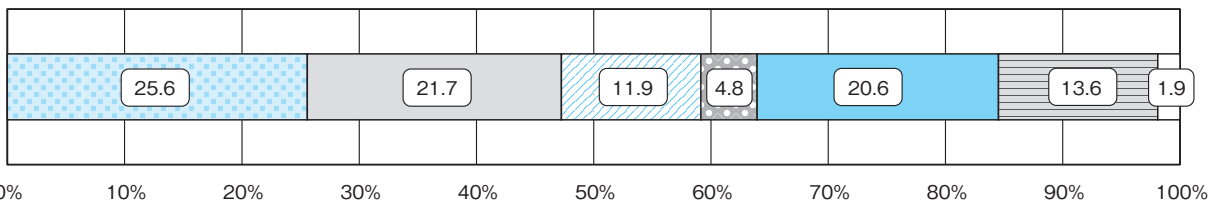
資料：総務省「国勢調査」

注：下段の数値は2010年との比較。就業者は雇用者、役員、自営業者、家族従業者の合計。総人口は労働力状態が不詳を含むため、就業者数、完全失業者数、非労働力人口の合計と一致しない。

図表22 高齢者の勤労意欲について

65歳くらいまで
  70歳くらいまで
  75歳くらいまで
  80歳くらいまで

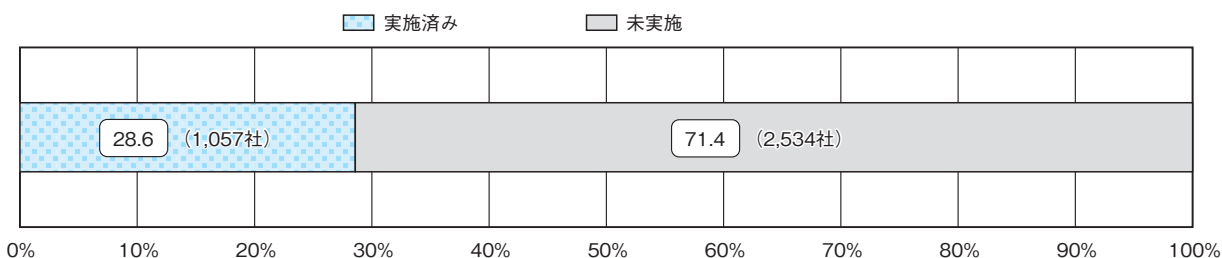
働けるうちはいつまでも
  仕事をしたいと思わない
  不明



資料：内閣府「高齢者の経済生活に関する調査」

注：調査対象：全国の60歳以上男女3,000人。調査時期：2020年1月9日～1月26日。

図表23 本県企業における70歳までの雇用確保措置の実施割合



資料：福島労働局「令和3年高齢者雇用状況等報告」

注：調査対象：従業員数21人以上の県内企業3,697社。調査時期：2021年6月1日。

力人口が増加しているが、65歳を過ぎても働きたい高齢者は少なくないものと考えられ、65歳超の継続雇用制度を持つ県内企業を増やすなど、65歳以上の高齢者の更なる就業促進が課題となっている。

厚生労働省は2021年4月1日から定年制廃止や定年の引き上げ、継続雇用制度の導入といった雇用措置により、雇用者が70歳まで働ける環境整備を講じるように努めることを企業に義務づけている。このような状況下で、福島労働局「令和3年高齢者雇用状況等報告」によると、2021年6月1日時点で70歳までの雇用確保措置を実施している県内企業の割合は28.6%となり、実施していない企業の割合71.4%を40ポイント以上下回り、勤労意欲のある65歳過ぎの高齢者を雇用する県内企業はまだ少ない（図表23）。このため、「高齢者雇用安定法」の再度改正により、70歳までの雇用を企業に義務づけるなどして、高齢化の進行で増加傾向にある非労働者の就業を促し、65歳以上高齢者の所得減や貧困化を軽減する体制づくりが望まれる。

## 5. まとめ

本稿の分析結果によると、全国と比較した本県の所得格差の最大要因は就業者の現金給与格差で

ある。そして、就業者の現金給与格差は資産格差の要因でもある。現金給与の格差は、正社員・非正社員別では正社員ほど、企業規模では大規模企業ほど大きくなっている。また、非労働力人口の割合が高い65歳以上の高齢者の増加も所得格差を拡大させる要因となっている。さらに、65歳以上の高齢者世帯のうち、特に所得が少ない世帯は生活保護の対象になるなど、高齢者世帯の増加が貧困化による所得格差の拡大に関与しているものとみられる。

以上により、本県の所得格差を是正するには、まず就業者の現金給与を引き上げることが必須要件である。そのためには、機械設備の利用頻度や稼働率の向上、高付加価値製品の開発に向けた取り組みなどにより、大規模企業の資本生産性を引き上げるとともに、小規模企業では、資金調達の問題を解決させ、実効性のある設備投資により労働生産性の向上に努めることが求められる。また、65歳以上高齢者の所得減少や貧困化に関しては、「高齢者雇用安定法」の再度改正により、70歳までの雇用を企業に義務づけるなどして、高齢化の進行で増加傾向にある非労働者の就業を促すことが必要であると考えられる。

（担当：和田賢一）